公的医療保険未加入外国人患者様の診療費について

患者様・ご家族の皆様へ

当院の医療提供体制は日本国民が負担する保険料や税金によって支えられております。日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない患者様（以下、外国人患者様）の診療につきましては、正確な病状把握や治療内容のご説明のために通常の診療よりも多くの時間を要します。また、それに伴い事務手続きも複雑となります。当院では、こうした外国人患者様の診療に伴う追加的な費用を踏まえ、以下の基準で診療費を算定しております。

【算定基準】

日本の社会保険診療報酬点数1点を13円として換算した金額を申し受けます（自由診療のため消費税もご負担頂きます）。
この単価は、厚生労働省の定める算定方法に基づき算出し、所定の確認手続を経て設定したものです。
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会医療法人会孝仁会 釧路孝仁会記念病院
２０２６年１０月１日